

船荷証券に関する規定等の見直しに関する中間試案

<目次>

第1部 船荷証券に関する規定の見直し	2
第1 電子化された船荷証券の名称	2
第2 電子船荷証券記録を発行する場面の規律等	2
1 電子船荷証券記録を発行する場面の規律	2
2 電子船荷証券記録の記録事項	3
3 「支配」概念の創設及び関連概念の定義	3
第3 電子船荷証券記録の技術的要件	4
1 電子船荷証券記録の定義及び信頼性の要件以外の技術的要件	4
2 技術的要件としての信頼性の要件	4
3 電子船荷証券記録の発行の技術的要件	5
4 電子船荷証券記録の支配の移転の技術的要件	6
第4 電子船荷証券記録と船荷証券の転換	6
1 船荷証券から電子船荷証券記録への転換	6
2 電子船荷証券記録から船荷証券への転換	7
第5 電子船荷証券記録の類型及び譲渡等の方式	8
第6 電子船荷証券記録の効力等に関する規律の内容	9
1 規律の在り方の方向性	9
2 具体的な規律の内容	11
第7 電子船荷証券記録を支配する者に対する強制執行に関する規律の内容	14
第2部 その他の商法上の規定の見直し	16
第1 海上運送状に関する規定の見直し	16
第2 複合運送証券に関する規定の見直し	16
第3 倉荷証券に関する規定の見直し	16

第1部 船荷証券に関する規定の見直し

第1 電子化された船荷証券の名称

今回の法改正で実現しようとする電子化された船荷証券の法律上の名称を「電子船荷証券記録」とする。

第2 電子船荷証券記録を発行する場面の規律等

1 電子船荷証券記録を発行する場面の規律

【甲案】

- ① 運送人又は船長は、船積船荷証券又は受取船荷証券の交付に代えて、荷送人又は傭船者の承諾を得て、船積みがあった旨を記録した電子船荷証券記録（以下「船積電子船荷証券記録」という。）又は受取があった旨を記録した電子船荷証券記録（以下「受取電子船荷証券記録」という。）を荷送人又は傭船者に発行することができる。
- ② 受取船荷証券の発行に代えて受取電子船荷証券記録が発行された場合には、当該受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えでなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。
- ③ 運送人又は船長は、第1項の規定により電子船荷証券記録を発行したときは、船荷証券を交付したものとみなす。
- ④ 前3項の規定は、運送品について現に海上運送状が交付されているときは、適用しない。
- ⑤ 後記2②の規定を設ける。

後記2②

受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えに船積船荷証券の交付の請求があったときは、その受取電子船荷証券記録に船積みがあった旨を記録して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合においては、商法第758条第1項第7号及び第8号に掲げる事項をも記録しなければならない。

【乙案】

- ① 運送人又は船長は、船積船荷証券又は受取船荷証券の交付に代えて、荷送人又は傭船者の承諾を得て、船積みがあった旨を記録した電子船荷証券記録（以下「船積電子船荷証券記録」という。）又は受取があった旨を記録した電子船荷証券記録（以下「受取電子船荷証券記録」という。）を荷送人又は傭船者に発行することができる。
- ② 受取船荷証券の発行に代えて受取電子船荷証券記録が発行された場合には、運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく船積電子船荷証券記録を発行しなければならない。この場合には、当該受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券記録の

利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えでなければ、船積電子船荷証券記録の発行を請求することができない。

- ③ 商法第757条第1項の規定にかかわらず、受取船荷証券の発行に代えて受取電子船荷証券記録が発行された場合には、荷送人又は傭船者は、船積船荷証券の交付の請求をすることができない。
- ④ 運送人又は船長は、第1項及び第2項の規定により電子船荷証券記録を発行したときは、船荷証券を交付したものとみなす。
- ⑤ 前4項の規定は、運送品について現に海上運送状が交付されているときは、適用しない。
- ⑥ 後記2②の規定に代えて、以下の規定を設ける。

受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えに船積電子船荷証券記録の発行の請求があったときは、その受取電子船荷証券記録に船積みがあった旨を記録して、船積電子船荷証券記録の発行に代えることができる。この場合においては、商法第758条第1項第7号及び第8号に掲げる事項をも記録しなければならない。

2 電子船荷証券記録の記録事項

- ① 電子船荷証券記録には、商法第758条第1項各号に掲げる事項（同項第1号に掲げる事項を除き、受取電子船荷証券記録にあっては、同項第7号及び第8号に掲げる事項を除く。）を記録しなければならない。
- ② 受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えに船積船荷証券の交付の請求があったときは、その受取電子船荷証券記録に船積みがあった旨を記録して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合においては、商法第758条第1項第7号及び第8号に掲げる事項をも記録しなければならない。

3 「支配」概念の創設及び関連概念の定義

(1) 「支配」概念の定義

電子船荷証券記録の「支配」という新たな概念を創設することとし、その定義として、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

「電子船荷証券記録の支配」については、「当該電子船荷証券記録を〔排他的に〕（注1）利用することができる状態」と定義する。

【乙案】

「電子船荷証券記録の支配」の内容について、法律上は定義を設けない。

(2) 「電子船荷証券記録の発行」の定義について

電子船荷証券記録の発行については、「電子船荷証券記録を作成し、当該電子船荷証券記録の支配が荷送人又は傭船者に〔排他的に〕（注1）属することとな

る措置」と定義する（注2）。

(3) 「電子船荷証券記録の支配の移転」の定義について

電子船荷証券記録の支配の移転については、「電子船荷証券記録の支配を他の者に移転する措置であって、当該他の者に当該電子船荷証券記録の支配が〔移転／排他的に属〕（注1）した時点で、当該電子船荷証券記録の支配を移転した者が当該電子船荷証券記録の支配を失うもの」と定義する（注2）。

(注1) (1)の甲案を採用しつつもその定義の中に支配の排他性を求める場合又は乙案を採用する場合には、「電子船荷証券記録の発行」及び「電子船荷証券記録の支配の移転」の定義の中で排他性を別途規定することなどを通じて、電子船荷証券記録の支配が排他的であることを規律していくことが考えられる。

(注2) 電子船荷証券記録の発行及び支配の移転については、一定の技術的要件を満たす必要があることを想定しており、当該技術的要件については、後記第3で取り扱うものとする。

第3 電子船荷証券記録の技術的要件

1 電子船荷証券記録の定義及び信頼性の要件以外の技術的要件

電子船荷証券記録については、次のように定義及び技術的要件（信頼性の要件を除く。）を定める。

「電子船荷証券記録」とは、商法第●条（注：前記第2の1の規定）の規定により発行される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報の処理に供されるものをいう。）であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- 一 電子船荷証券記録上の権利を有することを証する唯一の記録として特定されたもの
- 二 電子船荷証券記録の支配をすることができるものであつて、その支配をする者を特定することができるもの（注）
- 三 商法第●条（注：前記第2の3(3)の規定）に規定する電子船荷証券記録の支配の移転をすることができるもの
- 四 通信、保存及び表示の通常の過程において生ずる変更を除き、電子船荷証券記録に記録された情報を保存することができるもの

（注）前記第2の3(1)において甲案をとる場合には、「商法第●条に規定する電子船荷証券記録の支配を（略）」と規律することとなる。

2 技術的要件としての信頼性の要件

電子船荷証券記録の技術的要件としての信頼性の要件については、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

電子船荷証券記録に関して、一般的な信頼性の要件を明示的に定めることはしない。

【乙案】

電子船荷証券記録の技術的要件として、一般的な信頼性の要件をその有効要件として明示的に定める（注）。

（注）例えば、以下のような規定を設けることが考えられる。

電子船荷証券記録の発行、電子船荷証券記録の支配の移転、電子船荷証券記録に対する電子裏書、第●条、第●条及び第●条（注：前記第2の1第2項、前記第2の2第2項、後記第4の2の甲案及び乙案の第1項、後記第6の2(6)等）に定める電子船荷証券記録の消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようする措置、第●条（注：後記第6の2(15)）に定める電子船荷証券記録に記載された事項の提示は、信頼性のある手法が用いられなければならない。

【丙案】

電子船荷証券記録の技術的要件として、一般的な信頼性の要件をその有効要件として定めることはしないが、一般的な信頼性の要件について、例えば、次のような規定を設ける。

電子船荷証券記録を発行する者、電子船荷証券記録に記録する者、電子船荷証券記録の支配を移転する者その他電子船荷証券記録に関する行為をする者は、〔法務省令で定める事項（注）を考慮し、〕信頼性のある手法を用い〔るよう努め〕なければならない。

（注）法務省令を定める場合には、次のような内容を規定することを想定している。

商法第●条に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 電子船荷証券記録の利用に関する全ての規程の有無及び内容
- 二 電子船荷証券記録に記録された情報の完全性を確保するための方法
- 三 電子船荷証券記録への権限のない利用及び接続を防止するための方法
- 四 電子船荷証券記録に用いられるハードウェア及びソフトウェアの安全性
- 五 電子船荷証券記録に関するシステムの提供者から独立した機関による電子船荷証券記録に関するシステムに対する監査の有無、範囲及び定期性
- 六 監督機関又は規制当局によってなされる電子船荷証券記録の信頼性に対する評価の有無及び内容
- 七 電子船荷証券記録に関連する業界の標準的な取扱い

3 電子船荷証券記録の発行の技術的要件

前記第2の3(2)の「電子船荷証券記録の発行」の定義を前提として、電子船荷証券記録の発行の技術的要件について、次のように定める。

「電子船荷証券記録の発行」とは、法務省令で定める方法（注）により、電子船荷証券記録を作成し、当該電子船荷証券記録の支配が荷送人又は傭船者に〔排他的に〕属することとなる措置をいう。

（注）法務省令として、次のような内容を規定することを想定している。ただし、「電子署名」に関しては、これを要件としないことや、電子署名を行った者の識別可能性とその者の意思を示すために信頼できる手法が用いられていることのみを定めることも考えられる。

- 1 商法第●条に規定する法務省令で定める方法は、次の各号のいずれにも該当するも

のをいう。

- 一 電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること
 - 二 電子船荷証券記録を発行する者が電子署名をするものであること
- 2 前項第2号に規定する「電子署名」とは、電子船荷証券記録に記録された情報について行われる措置であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること
 - 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること

4 電子船荷証券記録の支配の移転の技術的要件

前記第2の3(3)の「電子船荷証券記録の支配の移転」の定義を前提として、電子船荷証券記録の支配の移転の技術的要件について、次のように定める。

「電子船荷証券記録の支配の移転」とは、法務省令で定める方法(注)により、電子船荷証券記録の支配を他の者に移転する措置であって、当該他の者に当該電子船荷証券記録の支配が【移転／排他的に属】した時点で、当該電子船荷証券記録の支配を移転した者が当該電子船荷証券記録の支配を失うものをいう。

(注) 法務省令として、次のような内容を規定することを想定している。

商法第●条に規定する法務省令で定める方法は、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。

第4 電子船荷証券記録と船荷証券の転換

1 船荷証券から電子船荷証券記録への転換

- ① 船荷証券が交付された場合には、当該船荷証券を交付した運送人又は船長は、当該船荷証券の所持人(注1)の承諾を得て、当該船荷証券(数通の船荷証券が交付された場合にあっては、その全部)と引換えに、電子船荷証券記録を発行することができる。この場合において、当該電子船荷証券記録には、一定の事項(注2)が記録されなければならない。
- ② 前項の規定により電子船荷証券記録が発行された場合における商法第●条第●項(注:後記第6の2の(10)の第1項の規定)の規定の適用については、当該電子船荷証券記録を支配する者は、当該電子船荷証券記録の発行を受けた者が電子裏書の連続によりその権利を有したこととみなす。

(注1)「当該船荷証券の所持人」の後に括弧書きを設けて一定の限定をすることが考えられるところ、括弧書きの内容については、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】当該船荷証券上の権利を適法に有する者に限る。

【B案】当該船荷証券が、裏書によって、譲渡し、又は質権の目的とすることができるものである場合にあっては、裏書の連続によりその権利を証明した者(裏書がさされる前であるときは、荷送人)に限る。

(注2)一定の事項については、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】次の①から④までの事項の全部又は一部とする（一部とする場合には、例えば、①のみとする、①及び②とする、①及び④とするといったように、複数の考え方がある。）。

- ① 商法第758条第1項各号に掲げる事項（同項第11号に掲げる事項を除く。）に関して当該船荷証券の記載と同一の内容
- ② 当該船荷証券に代えて発行されたものであること
- ③ 当該船荷証券に代えて当該電子船荷証券記録の発行を受けた者の氏名又は名称
- ④ 当該船荷証券が記名式であって裏書を禁止する旨の記載がある場合においては電子裏書を禁止すること

【B案】単に「当該船荷証券の記載と同一の内容」とする。

2 電子船荷証券記録から船荷証券への転換

電子船荷証券記録から紙の船荷証券への転換の場面の規律については、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

- ① 電子船荷証券記録が発行された場合には、当該電子船荷証券記録を発行した運送人又は船長は、当該電子船荷証券記録を支配する者（注1）の承諾を得て、当該電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えに、船荷証券の一通又は数通を交付することができる。この場合において、当該船荷証券には、一定の事項（注2）が記載されなければならない。
- ② 前項の規定により船荷証券が交付された場合における民法第520条の4の規定の適用については、当該船荷証券の所持人は、当該船荷証券の交付を受けた者が裏書の連続によりその権利を有したことを証明したものとみなす。

（注1）「当該電子船荷証券記録を支配する者」の後に括弧書きを設けて一定の限定をすることが考えられるところ、括弧書きの内容については、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】当該電子船荷証券記録上の権利を適法に有する者に限る。

【B案】指図式の電子船荷証券記録が発行された場合にあっては、電子裏書の連続によりその権利を証明した者（電子裏書がされる前であるときは、荷送人）に限る。

（注2）一定の事項については、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】次の①から④までの事項の全部又は一部とする（一部とする場合には、例えば、①のみとする、①及び②とする、①及び④とするといったように、複数の考え方がある。）。

- ① 商法第758条第1項各号に掲げる事項（同項第11号に掲げる事項を除く。）に関して当該電子船荷証券記録の記録と同一の内容
- ② 当該電子船荷証券記録に代えて発行されたものであること
- ③ 当該電子船荷証券記録に代えて当該船荷証券の交付を受けた者の氏名又は名称

- ④ 当該電子船荷証券記録が商法第●条第●項（注：後記5の第3項の規定）の電子船荷証券記録である場合においては裏書を禁止すること

【B案】単に「当該電子船荷証券記録の記録と同一の内容」とする。

【乙案】

- ① 電子船荷証券記録を支配する者（注1）は、当該電子船荷証券記録を発行した運送人又は船長に対し、当該電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えに船荷証券の一通又は数通を交付することを請求することができる。この場合において、当該船荷証券には、一定の事項（注2）が記載されなければならない。
- ② 前項の規定により船荷証券が交付された場合における民法第520条の4の規定の適用については、当該船荷証券の所持人は、当該船荷証券の交付を受けた者が裏書の連続によりその権利を有したことを証明したものとみなす。

（注1）甲案の注1と同じ。

（注2）甲案の注2と同じ。

第5 電子船荷証券記録の類型及び譲渡等の方式

- ① 指図式の電子船荷証券記録上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、当該電子船荷証券記録の支配の移転及び電子裏書（電子船荷証券記録を支配する者が当該電子船荷証券記録の支配を他の者に移転する場合において、法務省令で定める方法により（注）、当該電子船荷証券記録の支配の移転をする者の氏名又は名称及び移転を受ける者の氏名又は名称を当該電子船荷証券記録に記録することをいう。以下同じ。）をすることによって、その効力を生ずる。

（注）法務省令として、以下のような内容を規定することを想定している。ただし、前記第3の3の電子船荷証券記録の発行の技術的要件と同様に、「電子署名」に関しては、これを要件としないことや、電子署名を行った者の識別可能性とその者の意思を示すために信頼できる手法が用いられていることのみを定めることも考えられる。

1 商法第●条第●項に規定する法務省令で定める方法は、次の各号の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること
- 二 商法第●条第●項に定める事項の記録をする者が電子署名をするものであること

2 前項第2号に規定する「電子署名」とは、電子船荷証券記録に記録された情報について行われる措置であって、次の各号の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること

- ② 前項の電子船荷証券記録に該当しない電子船荷証券記録（記名式であって電

子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。) 上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、当該電子船荷証券記録の支配の移転をすることによって、その効力を生ずる。

- (③) 記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされている電子船荷証券記録上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ、することができる。
- (④) 電子裏書は、単純であることを要し、電子裏書に付した条件は、これを記録していないものとみなす。
- (⑤) 第1項の規定にかかわらず、電子裏書は、電子船荷証券記録の支配の移転を受ける者の氏名又は名称を記録しないで、又は単に当該電子船荷証券記録の支配の移転をする者の氏名若しくは名称を記録することのみをもってすることができます（以下「白地式電子裏書」という。）。
- (⑥) 白地式電子裏書がされたときは、電子船荷証券記録を支配する者は、次に各号に掲げる行為をすることができる。
 - 一　自己の氏名若しくは名称又は他人の氏名若しくは名称をもって白地を補充すること
 - 二　白地式電子裏書により、又は他人の氏名若しくは名称を表示して更に電子裏書をすること
 - 三　白地を補充せず、かつ、電子裏書をせずに電子船荷証券記録の支配を移転することにより電子船荷証券記録上の権利を譲渡し、又はこれを目的とする質権を設定すること
- (⑦) 電子船荷証券記録の支配の移転を受ける者の氏名又は名称を記録せずにその支配をする者に運送品を引き渡すべき旨が付記された電子裏書は、白地式電子裏書と同一の効力を有する。

第6 電子船荷証券記録の効力等に関する規律の内容

1 規律の在り方の方向性

電子船荷証券記録の効力等に関する規律の在り方に関しては、次のいずれかの案によるものとする

【甲案】

紙の船荷証券に適用される商法及び民法等の規定について、包括的な準用規定を設けたり、電子船荷証券記録に適用させるために個別的に書き下したりすることはせずに、次のような規定を置くという考え方。

- ① 電子船荷証券記録は、船荷証券と同一の効力を有する。
- ② 運送人又は船長は、電子船荷証券記録を発行したときは、船荷証券を作成及び交付したものとみなす。
- ③ 電子船荷証券記録の支配をする者は、電子船荷証券記録に対して電子裏書をしたときは、船荷証券に対して裏書をしたものとみなす。
- ④ 電子船荷証券記録の記録は船荷証券の記載と、電子船荷証券記録の支配は

船荷証券の占有と、電子船荷証券記録を支配する者は船荷証券の所持人と、それぞれみなす。

- ⑤ 電子船荷証券記録の支配の移転をした者は、船荷証券の交付、引渡し又は返還をしたものとみなす。
- ⑥ 電子船荷証券記録の支配をする者は、当該電子船荷証券記録に記録された事項を提示したときは、船荷証券を提示したものとみなす。

【乙案】

紙の船荷証券に適用される商法及び民法の主要な規定についての包括的な準用規定を設けつつ、読替規定（注）を置くという考え方。ただし、この案においても、「電子船荷証券記録は、船荷証券と同一の効力を有する」旨の規定は別途設けることとする。

（注）読替規定については、例えば、次のようなものとなることが考えられる。

特別の定めがある場合を除き、電子船荷証券記録又は電子複合運送証券記録については、その性質に反しない限り、第三編第三章第三節の規定（第757条、第758条、第765条、第766条、第767条及び第769条の規定を除く。）及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節の規定（同法第520条の2、第520条の3、第520条の7、第520条の8（同法第520条の18及び第520条の20で準用される場合を含む。）、第520条の11（同法第520条の18及び第520条の20で準用される場合を含む。）、第520条の12（同法第520条の18及び第520条の20で準用される場合を含む。）、第520条の13、第520条の17、第520条の19の規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中、「船荷証券」とあるのは「電子船荷証券記録」と、「指図証券」とあるのは「指図式の電子船荷証券記録」と、「記名式所持人払証券」又は「無記名証券」とあるのは、「第●条第2項（注：第5の第2項の規定）に定める電子船荷証券記録」と、「その証券」とあるのは「その電子船荷証券記録」と、「記載」とあるのは「記録」と、「作成」とあるのは「発行」と、「裏書」とあるのは「電子裏書」と、「占有」とあるのは「支配」と、「証券上の権利」とあるのは「電子船荷証券記録上の権利」と、「所持人」とあるのは「支配をする者」と、「指図証券の債務者」又は「記名式所持人払証券の債務者」とあるのは「運送人」と、第760条中「善意の所持人」とあるのは「その支配をする善意の者」と、第762条中「船荷証券は、」とあるのは「電子船荷証券記録上の権利は、当該電子船荷証券記録が」と、「裏書によって」とあるのは「当該電子船荷証券記録の支配の移転及び電子裏書をすることによって」と、第763条中「を引き渡したときは、その引渡しは」とあるのは「の支配を移転したときは、その移転は」と、第764条中「これと引換えでなければ」とあるのは「当該受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えでなければ」と、民法第520条の5及び同法第520条の15中「を返還する義務」とあるのは「の支配の移転をする義務」と、同条中「を取得した」とあるのは「の支配の移転を受けた」と、同法第520条の6及び第520条の16中「譲渡前の債権者」とあるのは「支配が移転する前の支配をする者」と、「善意の譲受人」とあるのは「その支配をする善意の者」と、同法第520条の9中「所持人がその証券を提示して」とあるのは「電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除

く。)を支配する者がその電子船荷証券記録に記録された事項を提示して」と、同法第520条の10中「署名及び押印」とあるのは「署名及び押印に代わるものとして法務省令で定める措置」と、同条中「債務者」とあるのは「運送人」と読み替える。

【丙案】

紙の船荷証券に適用される規定のうち電子船荷証券記録に適用すべきものについて、個別的に書き下す(注)という考え方。ただし、この案においても、「電子船荷証券記録は、船荷証券と同一の効力を有する」旨の規定は別途設けることとする。

(注) その内容は、後記2の内容とすることを想定している。ただし、紙の船荷証券に適用される商法の規定については、後記2のように電子船荷証券記録の規定を別個に規定するのではなく、紙の船荷証券に適用される商法の規定の中に組み込む形で規定することも考えられる。

【丁案】

乙案及び丙案の折衷的な考え方として、紙の船荷証券に適用される商法の規定のうち電子船荷証券記録に適用すべきものについては、紙の船荷証券に適用される商法の規定の中に電子船荷証券記録を組み込むこととしつつ、紙の船荷証券に適用される民法の規定のうち電子船荷証券記録に適用すべきものについては、包括的な準用規定を設けつつ、読替規定(注)を置くという考え方。この案においても、「電子船荷証券記録は、船荷証券と同一の効力を有する」旨の規定は別途設けることとする。

(注) 読替規定については、乙案の読替規定の条文イメージから商法の規定に関する部分を除外したものになることが考えられる。

2 具体的な規律の内容

電子船荷証券記録の効力等に関する規律の内容に関して、前記1の丙案を採用する場合の規律の内容は、次のとおりとする。なお、前記1の乙案又は丁案を採用して読替規定を設ける場合における読替え後の規律の内容についても、基本的には同様である。

(1) 商法第759条に相当する規定

- ① 運送人又は船長は、電子船荷証券記録を発行する場合において、商法第758条第1項第1号及び第2号に掲げる事項につき荷送人又は傭船者の書面又は電磁的方法による通知があったときは、その通知に従ってその事項を記録しなければならない。
- ② 前項の規定は、同項の通知が正確でないと信すべき正当な理由がある場合及び当該通知が正確であることを確認する適當な方法がない場合には、適用しない。運送品の記号について、運送品又はその容器若しくは包装に航海の終了の時まで判読に堪える表示がされていない場合も、同様とする。
- ③ 荷送人又は傭船者は、運送人に對し、第1項の通知が正確でないことによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- (2) 商法第760条に相当する規定
運送人は、電子船荷証券記録の記録が事実と異なることをもってその支配をする善意の者に対抗することができない。
- (3) 商法第761条に相当する規定
電子船荷証券記録の発行がされたときは、運送品に関する処分は、電子船荷証券記録によつてしなければならない。
- (4) 商法第762条に相当する規定
電子船荷証券記録上の権利は、当該電子船荷証券記録が記名式であるときであつても、当該電子船荷証券記録の支配の移転及び電子裏書をすることによつて、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。ただし、当該電子船荷証券記録に電子裏書を禁止する旨を記録したときは、この限りでない。
- (5) 商法第763条に相当する規定
電子船荷証券記録により運送品を受け取ることができる者に電子船荷証券記録の支配を移転したときは、その移転は、運送品について行使する権利の取得に関しては、運送品の引渡しと同一の効力を有する。
- (6) 商法第764条に相当する規定
電子船荷証券記録の発行がされたときは、当該電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換でなければ、運送品の引渡しを請求することができない。
- (7) 商法第765条、第766条及び第767条
電子船荷証券記録には適用しない。
- (8) 商法第768条に相当する規定
電子船荷証券記録が発行された場合における前編第八章第二節の規定の適用については、第580条中「荷送人」とあるのは、「電子船荷証券記録を支配する者」とし、第581条、第582条第2項及び第587条ただし書の規定は、適用しない。
- (9) 民法第520条の2、第520条の3、第520条の13、第520条の19第1項
前記第5の電子船荷証券記録の類型及び譲渡等の方式に関する規定として定める（前記第5参照）。
- (10) 民法第520条の4及び第520条の14に相当する規定
① 指図式の電子船荷証券記録（商法第●条（注：前記(4)の規定）本文の規定により、電子船荷証券記録の支配の移転及び電子裏書をすることによつて、当該電子船荷証券記録上の権利を譲渡し、又は質権の目的とすることができる場合における当該電子船荷証券記録を含む。）を支配する者において、電子裏書の連続によりその権利を証明するときは、その者は、当該電子船荷証券記録上の権利を適法に有するものと推定する。この場合において、抹消された電子裏書は、これを記録しなかつたものとみなし、白地式電子裏書に次いで他の電子裏書があるときは、当該電子裏書を行った者は、白地式電子裏

書によって電磁的船荷証券の支配の移転を受けた者とみなす。

- ② 前項の規定は、最後の電子裏書が白地式電子裏書であるときも適用する。
- ③ 商法第●条第●条（注：前記第5の第2項の規定）に規定する電子船荷証券記録を支配する者は、当該電子船荷証券記録上の権利を適法に有するものと推定する。

(11) 民法第520条の5及び第520条の15に相当する規定

- ① 何らかの事由により電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）の支配を失った者（当該電子船荷証券記録上の権利を適法に有する者に限る。）は、その支配をする者に対し、当該電子船荷証券記録の支配の移転を自己に対してすることを求めることができる。
- ② 前項の規定にかかわらず、何らかの事由により電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）の支配を失った者がある場合において、その支配をする者が前条（注：前記(10)の規定）の規定によりその権利を証明するときは、その支配をする者は、当該電子船荷証券記録の支配の移転をする義務を負わない。ただし、その支配をする者が悪意又は重大な過失によりその支配の移転を受けたときは、この限りでない。

(12) 民法第520条の6及び第520条の16に相当する規定

運送人は、電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）に記録した事項及びその電子船荷証券記録の性質から当然に生ずる結果を除き、その電子船荷証券記録の支配が移転する前の支配をする者に対抗することができた事由をもってその支配をする善意の者に対抗することができない。

(13) 民法第520条の7及び第520条の17

別途規定は設けない。

(14) 民法第520条の8

電子船荷証券記録には適用しない。

(15) 民法第520条の9に相当する規定

運送人は、その債務の履行について期限の定めがあるときであっても、その期限が到来した後に電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）を支配する者がその電子船荷証券記録に記録された事項を表示したものを持ててその履行を請求した時から遅滞の責任を負う。

(16) 民法第520条の10に相当する規定

運送人は、電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）を支配する者及びその電子署名の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、運送人に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。

- (17) 民法第520条の11及び第520条の12
電子船荷証券記録には適用しない。
- (18) 国際海上物品運送法第7条の改正
国際海上物品運送法第7条の規律を次のように改めるものとする（下線部は改正箇所を意味する。）。
- ① 荷受人又は船荷証券所持人若しくは電子船荷証券記録を支配する者は、運送品の一部滅失又は損傷があつたときは、受取の際運送人に対しその滅失又は損傷の概況につき書面又は電磁的方法による通知を発しなければならない。ただし、その滅失又は損傷が直ちに発見することができないものであるときは、受取の日から三日以内にその通知を発すれば足りる。
- ② 前項の通知がなかつたときは、運送品は、滅失及び損傷がなく引き渡されたものと推定する。
- ③ 前二項の規定は、運送品の状態が引渡しの際当事者の立会いによつて確認された場合には、適用しない。
- ④ 運送品につき滅失又は損傷が生じている疑いがあるときは、運送人と荷受人又は船荷証券所持人若しくは電子船荷証券記録を支配する者とは、相互に、運送品の点検のため必要な便宜を与えなければならない。
- (19) その他
上記(1)から(18)までのほか、商法、民法及び国際海上物品運送法において、明示的に「船荷証券」を規律する規定としては、商法第563条（介入権）、同第741条（荷受人の運送賃支払義務等）、同第756条（個品運送契約に関する規定の準用等）、同第770条（海上運送状）、同第809条（共同海損となる損害又は費用）、国際海上物品運送法第9条（責任の限度）、同第11条（特約禁止）、同第12条（特約禁止の特則）、同第14条、同第15条（商法の適用）、同第16条（運送人等の不法行為責任）等の規定が存在するところであるが、これらについては、基本的には、①「船荷証券」と並記する形で「電子船荷証券記録」を追加する、②「船荷証券所持人」と並記する形で「電子船荷証券記録を支配する者」を追加する、③それらに伴い、船荷証券に係る「記載」、「交付」といった用語に、電子船荷証券記録においてそれらに相当する「記録」、「発行」、「支配の移転」といった用語を追加する、④船荷証券に関する既存の商法の規定を準用する規定について、準用の対象にそれらに相当する電子船荷証券記録の条項を追加するといった所要の整備を行う（注）。

（注）このほかに、「有価証券」を直接の規律の対象とするものや「船荷証券」や「有価証券」に関する商法又は民法の規定を準用する法規定で、電子船荷証券記録との関係での実質的な規律内容を検討すべきものがあるかについては引き続き検討を行う。

第7 電子船荷証券記録を支配する者に対する強制執行に関する規律の内容

電子船荷証券記録を支配する者に対する強制執行に関する規律の内容については、次のいずれかの案によるものとする

【甲案】

- ① 運送人及び電子船荷証券記録を支配する者は、運送品の引渡しに係る債権に関する強制執行その他の処分の制限がされた場合において、その旨を知ったときは、遅滞なく、その旨を電子船荷証券記録（これに付随する電磁的記録を含む。）に記録しなければならない。ただし、運送人及び電子船荷証券記録を支配する者がその記録をすることができないときは、この限りでない。
- ② 【甲ー1案】運送品の引渡しに係る債権に関する強制執行その他の処分の制限がされたとき／【甲ー2】前項の記録がされたとき】は、電子船荷証券記録は、その効力を失う。

【乙ー1案】(注)

- ① 電子船荷証券記録が発行されている場合における運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行又は民事保全に関する民事執行法第143条第1項（民事保全法第50条第1項で準用される場合を含む。）の規定の適用については、動産執行の目的となる有価証券が発行されているものとみなすことにより、運送品の引渡しに係る債権は、強制執行等の対象にはならないものとする。
- ② 電子船荷証券記録を支配する者の債権者は、電子船荷証券記録を支配する者の運送人に対する船荷証券への転換請求権を代位行使することができるものとし、その場合には、当該電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引き換えにすることは要しないものとする。

(注) 前記第4の2において乙案を採用する場合においてのみ採用し得る。

【乙ー2案】

- ① 電子船荷証券記録が発行されている場合における運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行又は民事保全に関する民事執行法第143条第1項（民事保全法第50条第1項で準用される場合を含む。）の規定の適用については、動産執行の目的となる有価証券が発行されているものとみなすことにより、運送品の引渡しに係る債権は、強制執行等の対象にはならないものとする。
- ②' 電子船荷証券記録を使用、収益又は処分する権利に対する強制執行がされた場合には、債権者は、当該電子船荷証券記録を支配する債務者に対し、その支配の移転を自己に対してすることを求めることができる。

【丙案】

運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行がされた場合には、債権者は、当該電子船荷証券記録を支配する債務者に対し、その支配の移転を自己に対してすることを求めることができる。

【丁案】

電子船荷証券記録を支配する者に対する強制執行に関して、特段の規律は新設しない。

第2部 その他の商法上の規定の見直し

第1 海上運送状に関する規定の見直し

商法第770条第3項の規律を次のように改めるものとする。

第一項の運送人又は船長は、海上運送状の交付に代えて、荷送人又は傭船者の承諾を得て、海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該運送人又は船長は、海上運送状を交付したものとみなす。

第2 複合運送証券に関する規定の見直し

電子化された複合運送証券（「電子複合運送証券記録」と呼称する。）について、商法第769条に相当する規定として、次のような規律を設ける。

- ① 運送人又は船長は、船積みがあった旨を記載した複合運送証券又は受取があつた旨を記載した複合運送証券の交付に代えて、荷送人の承諾を得て、船積みがあつた旨を記録した電子複合運送証券記録（以下「船積電子複合運送証券記録」という。）又は受取があつた旨を記録した電子複合運送証券記録（以下「受取電子複合運送証券記録」という。）を荷送人に発行することができる。
- ② 電子船荷証券記録の規定の内容に応じて、準用規定を設けるなどして所要の整備を行いつつ、電子複合運送証券記録固有の法定記録事項として、「発行地及び到達地」を加える。

第3 倉荷証券に関する規定の見直し

倉荷証券についても、電子船荷証券記録と同様の内容でその電子化を検討することはどうか。

以上